

【人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))】

賃金向上助成 支給申請書 提出書類一覧表

- 提出期間： 賃金が改定され、建設労働者に支払った日から3ヶ月後となる日(その月において3ヶ月後となる日がない場合はその月の末日)が属する月の区分に応じ、下欄の期間まで

改定された賃金を支払った 3ヶ月後となる日の属する月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日～8月末日まで	10月1日～11月末日まで	1月1日～2月末日まで	3月1日～5月末日まで

- 提出先： 千葉労働局 または 管轄のハローワーク
 ※ 千葉労働局に直接提出する場合は以下の住所までお送りください。
 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル 5F
 千葉労働局 職業安定部 職業対策課 分室
 TEL:043-441-5678

事業所名

※ 添付書類は紛失防止のため、A4サイズに統一してください

No.	支 給 要 件	確 認		
		事業主	HW	労働局
1	作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(女性専用作業員施設設置経費助成)の支給決定を受けている	☐	☐	☐
2	支給対象事業の実施日の初日から起算して6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業主都合による離職者を発生させていない	☐	☐	☐
3	雇用する全ての建設労働者の毎月決まって支払われる賃金を支給対象事業終了日の翌日から起算して1年以内に5%以上増加させ、支払っている (※賃金が5%以上増加していることについては、改訂前後3ヶ月間の賃金総額を比較し、全ての建設労働者の賃金が5%以上増加していることにより判断します。)	☐	☐	☐

No.	提 出 書 類	提出枚数(部数)		
		事業主	HW	労働局
1	人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(賃金向上助成))支給申請書 (建作様式第5号の3)			
2	人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))賃金向上助成 確認シート(建作様式第5号の3別紙2)			
3	賃金の増額改定前の雇用契約書			
4	賃金の増額改定後の雇用契約書			
5	賃金の増額改定前3ヶ月の賃金台帳等賃金の支払状況が分かる書類			
6	賃金の増額改定後3ヶ月の賃金台帳等賃金の支払状況が分かる書類			
7	支給決定通知書(写)			
受付年月日		年	月	日
		HW 局		

【 注意事項 】

- 各様式裏面の注意事項もご確認ください。
- 次のいずれかに該当する場合には賃金を増額させているものとして認められません。
- ① 賃金の増額後、合理的な理由なく賃金の額を引き下げる場合
 - ② 合理的な理由なく、賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合